

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会（本所）が立地する三野地区においては、高瀬川の氾濫時には、広範囲が浸水エリアとされており、場所によっては3メートル以上の浸水被害が予測されている。また、財田川流域沿いにおいても、氾濫危険箇所があり、豊中地区を中心に浸水エリアとなっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

市内には、土石流危険渓流626か所、急傾斜地崩壊危険箇所893か所と市内全域に土砂災害危険箇所がある。豊中地区の陣山工業団地においても土砂災害が生じる恐れが指摘されている。

(地震：ハザードマップ)

南海トラフ地震の発生確率が30年以内に70%～80%と言われており、当市のハザードマップによると、最大クラスの地震の場合、最大で震度7から震度6弱のゆれが市内広範囲に予測されている。また、地震により液状化の想定においても、沿岸部や高瀬川、財田川の流域部に高い危険度が示されている。

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、最大クラスの地震による津波の浸水深は詫間、三野、仁尾地区においては、2m～3mが予測されており、沿岸部における津波浸水面積は、820haに及ぶと予測されている。

(ため池：ハザードマップ)

当市には大小多数のため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池(21か所)については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

(高潮：ハザードマップ)

平成16年の台風第16号では、高潮により、詫間地区において床上浸水87戸、床下浸水135戸の被害を及ぼした。また、地球温暖化による台風の大型化等による被害の拡大が懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,508人（平成28年経済センサス）
- ・ 小規模事業者数 2,046人（平成28年経済センサス）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設	331	321	市内全域
製造	361	278	高瀬、山本、豊中、詫間、財田に工業団地
卸小売	723	525	市内全域
サービス	579	480	//
その他	514	442	//

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・三豊市地域防災計画の策定(平成28年3月改訂)
- ・防災訓練の実施(土砂災害・地震を年2回2か所)
- ・非常用備蓄品の整備

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・東京海上日動保険と連携した事業者BCP策定ワークショップの開催(平成31年2月)
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・危機管理計画書の作成
- ・南海トラフ地震対策計画の作成(平成29年9月)

II 課題

- ・当市における防災計画において、商工会員等が所属する業種団体等との防災協定等はあるものの、当市と当会との間で具体的な協議は無く、役割は明確になっていない。
- ・災害時の対応について経験やノウハウのある人材がいない。
- ・保険、共済に関する助言が行える職員が不足している。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会会報や市広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では、令和2年1月に事業継続計画を作成。（別添参照）

3) 関係団体等との連携

No.	関係機関名	取組事業
①	香川県商工会連合会	①. ②. ③. ④. ⑤.
②	(公財)かがわ産業支援財団	①. ②. ③. ④. ⑤.
③	香川県よろず支援拠点	①. ②. ③. ④. ⑤.
④	香川県信用保証協会	②. ③. ④. ⑤.
⑤	日本政策金融公庫高松支店	⑥. ③. ④. ⑤.
⑥	香川県火災共済協同組合	③. ④. ⑤. ⑥.
⑦	全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社	①. ②. ③. ④. ⑤. ⑥.
	東京海上日動火災保険(株)	
	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	

- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。①
- ・会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。②
- ・小規模事業者に対する保険、共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。③
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続き支援を行う。④
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、融資斡旋等の手続き支援を行う。⑤
- ・各連携機関が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。⑥
- ・本事業に関する国、県及び市の補助事業や制度融資のほか、各種保険、共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。⑦
- ・普及啓発ポスターの掲示や、チラシ等の配布依頼を行う。⑧

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・当市と当会担当者にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認し、改善点等

について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会緊急連絡網又はSNS等を利用して職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認し、当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

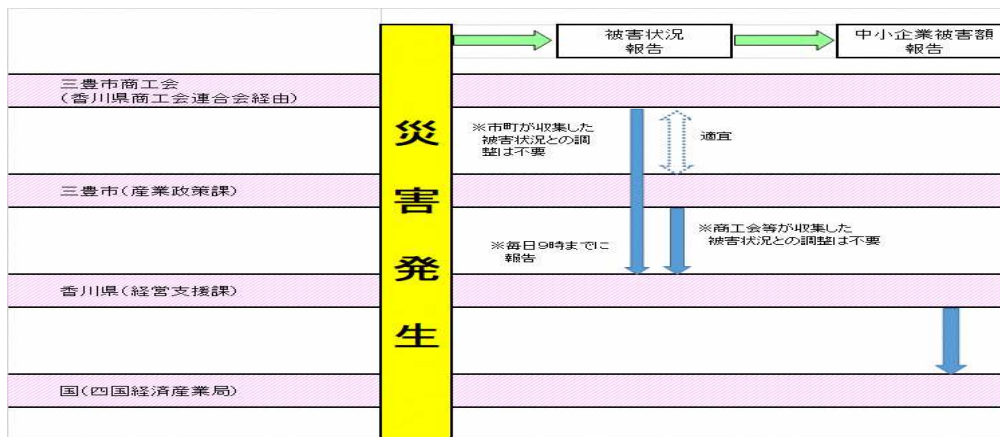
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当会（香川県商工会連合会経由）又は当市より香川県へ報告する。

被害状況報告フロー



被害状況報告フォーマット

会員被害状況調査

【様式1-1】

団体名：
報告者：
電話番号：
FAX：
メールアドレス：

年 月 日

事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再 建に必要な 額 ※おおよそ で可。千円 単位	被害額内訳				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば記載 ※記載例 ・二階建て建物が全壊（半壊、床上 浸水、床下浸水、全焼、半焼） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き 飛んだ
					土地	建物 ※任意 （事業用災 害に限る）	機械設 備 ※任意	商品、 原材 料、仕 掛品等 ※任意	
1				00					
2				00					
3				00					
4				00					
5				00					
6				00					
7				00					
8				00					
9				00					
10				00					
11				00					

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。

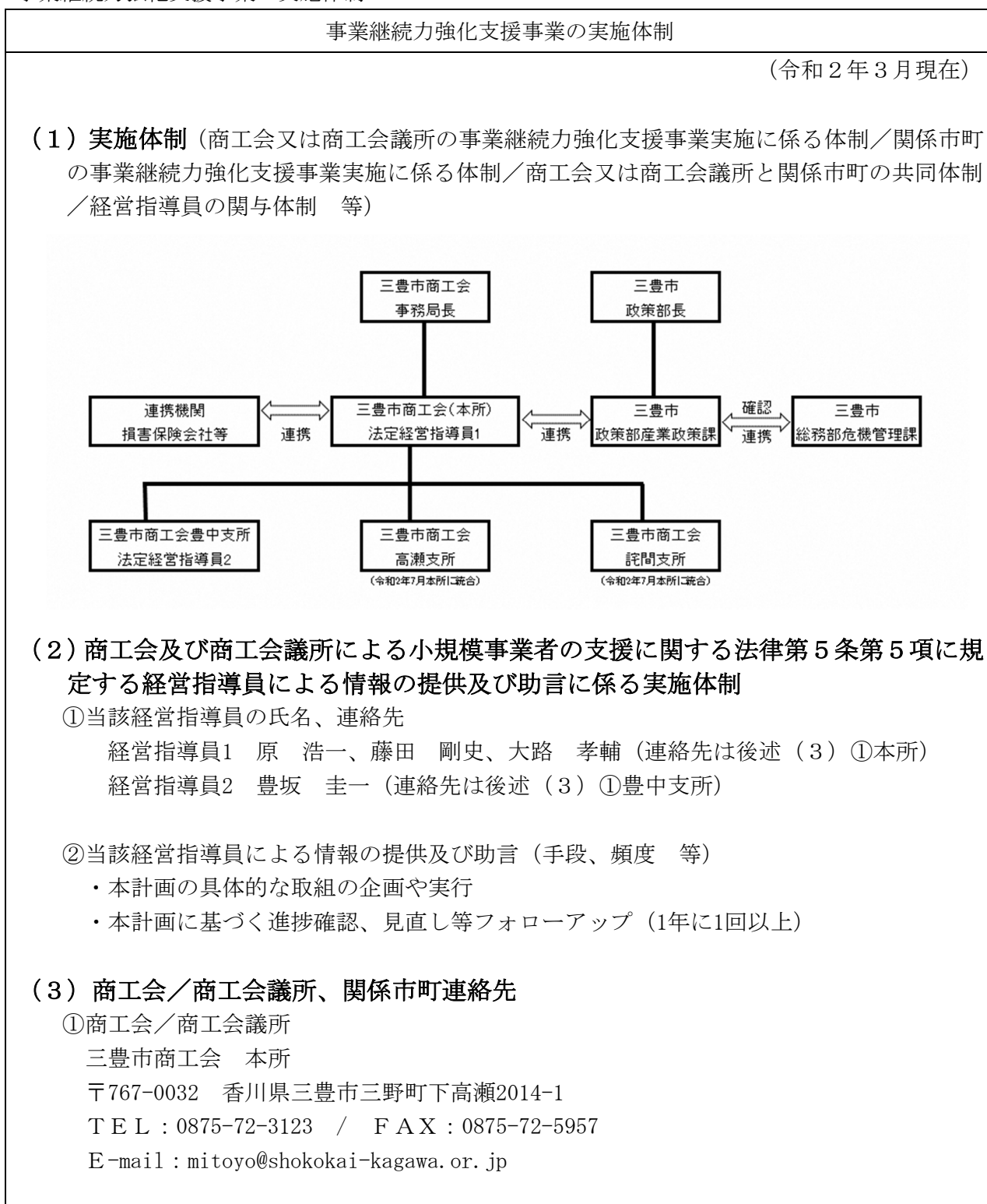
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



三豊市商工会 豊中支所
〒769-1506 香川県三豊市豊中町本山甲203-1
T E L : 0875-62-2275 / F A X : 0875-62-5658
E-mail : mitoyo@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

三豊市役所 政策部産業政策課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373-1
T E L : 0875-73-3012 / F A X : 0875-73-3022
E-mail : sangyou@city.mitoyo.lg.jp

三豊市役所 総務部危機管理課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373-1
T E L : 0875-73-3119 / F A X : 0875-73-3022
E-mail : kikikanri@city.mitoyo.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	600	600	700	700
・ 専門家派遣費	100	200	200	300	300
・ 会議運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ、チラシ作成費	200	200	200	200	200

調達方法

会費収入、三豊市補助金、香川県交付金、事業収入、受益者負担金 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
No.	名 称	住 所	代表者
①	香川県商工会連合会	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-301	会長 篠原 公七
②	公益財団法人かがわ産業支援財団	〒761-0301 香川県高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2F	理事長 大津 佳裕
③	香川県信用保証協会	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-101	会長 天雲 俊夫
④	香川県火災共済協同組合	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-501	理事長 篠原 公七
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社		
	東京海上日動火災保険株式会社 (東京海上日動火災保険株式会 社高松支店)	〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 (〒760-8527 香川県高松市古新町3-1)	取締役社長 広瀬 伸一 (支店長 小西 孝久)
	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 (あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社高松支店)	〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (〒760-0042 香川県高松市大工町1-1 あいおいニッセイ同和損 保高松大工町ビル5階)	取締役社長 金杉 恭三 (支店長 平池 直彦)
連携して実施する事業の内容			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定を支援する。 2. 会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。 3. 小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。 4. 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して信用保証等の手続き支援を行う。 5. 本事業に関するセミナー等の共催を行う。 6. 小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。 7. 普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。 			

連携して事業を実施する者の役割

1. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援においては、連携機関（No.①.②）から中小企業診断士・防災士等の専門家及び連携機関（No.⑤）から担当者の派遣を受けることで、より実効性の高い計画策定に繋げる。
2. 会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催することでは、連携機関（No.①.②.⑤）から中小企業診断士・防災士等の専門家や担当者の派遣を受けて、事業者の事業継続等の知識・意識の向上を図る。
3. 当会職員を対象に、連携機関（No.④.⑤）から担当者の派遣を受け、保険、共済制度に関する勉強会の開催することで、小規模事業者からの相談への的確な対応に繋げる。
4. 小規模事業者の事前災害対策を目的として、連携機関（No.③）と連携して信用保証等の手続き支援を行う。
5. 各連携機関が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行うことで、幅広く情報提供が可能となる。
6. 各連携機関と連携して、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行うことで幅広く情報提供が可能となる。
7. 各連携機関へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行うことで幅広く情報提供が可能となる。

連携体制図等

